

◎新潟県告示第1123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、魚沼市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年10月13日

新潟県魚沼地域振興局長

1 退任

理事 魚沼市七日市新田64番地3 米山 芳夫

退任年月日 令和2年9月30日